

商業者応援デジタルクーポン事業業務委託に係るプロポーザル 質問一覧

No	質問箇所	質問	回答	回答日
1	仕様書 3 事業概要（1）	割引実施期間は1月27日（水）～2月19日（金）と設定されている中で、発行額の内訳に「※①と②をまたいでの利用は不可」と記載されております。①飲食店と②飲食店以外で実施期間を分ける仕様になりますでしょうか。 （例：第1弾 飲食店のみ1/27～2/7、第2弾 飲食店以外2/8～2/19）	飲食店と飲食店以外で割引実施期間を分けません。仕様書「4 業務委託内容（3）システムの構築及びデジタルクーポンの発行等⑨」に記載のとおり、システム構築によって互いをまたいで利用できない仕様としてください。	9月15日
2	募集要領 4 提案限度額	「デジタルクーポン発行額は、170,000千円を予定」と記載がありますが、1月27日（水）～2月19日（金）の期間内で発行額が余ってしまった場合の対応・措置などがありますでしょうか。	仕様書「4 業務委託内容（8）デジタルクーポン分原資の支払および清算について④」に記載のとおり、デジタルクーポン分原資に残額が生じた場合は、発注者が発行する返納通知書により返納していただきます。	9月15日